

上越市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日提出

上越市教育委員会教育長 早川 義裕

上越市教育委員会規則第2号

上越市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

上越市学校給食費徴収規則（昭和48年上越市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「4,890円」を「6,460円」に、「4,860円」を「6,440円」に改め、同項第2号中「5,680円」を「7,250円」に、「5,600円」を「7,180円」に改め、同条第2項第1号中「280円」を「370円」に、「325円」を「415円」に改める。

第3条を次のように改める。

（減免）

第3条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、保護者に対して、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害その他特別の事情により学校給食費の納付が困難な場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合

第7条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市学校給食費徴収規則の規定は、令和8年4月以後の月分の学校給食費について適用し、同年3月までの月分の学校給食費については、なお従前の例による。